

SOSカードの配付について

市では、児童生徒が虐待やいじめを受けた場合、ひとりで悩まず相談することができるように、連絡先を記載した「SOSカード」を配布します。

1 目的

虐待やいじめなどを受けている児童生徒は、虐待者からの抑圧やいじめっ子への恐怖、自分が悪いと思いつまされていることなどから、その事実を打ち明けたり、相談したりできない場合があります。

虐待やいじめを受けた場合は、一人で悩まず相談することを呼びかけ、連絡先を記載した「SOSカード」を配付し、児童生徒が自ら相談できる環境を整えます。

2 SOSカード

連絡先を記載した「SOSカード」を5,000枚作成。

- ・家のこと...054-644-4199（児童虐待専用ダイヤル）
- ・友だちにいじめられている...0570-0-78310（いじめ電話ダイヤル）

3 配付方法等

児童虐待防止月間である11月の中旬に、小中学校を通じて、市内のすべての児童生徒約4,000人に配付。

カードを配付する際、学校の先生から、カードを自ら保管すること、虐待やいじめを受けた場合にはカードの連絡先に自ら電話することなどを指導。

4 事業費

99,750円

平成25年度静岡県児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金を活用。

5 参考

(1) 市内の傾向

- ・身体虐待、ネグレクトなど単独ではなく複合的に虐待が起きている。
- ・社会性や生活力が低い親の増加から、適切な養育ができず、虐待となっている。
（親も大人になりきれていない、育児不安、経済的に自立していないなど）
- ・金銭管理が不適切（携帯、ギャンブル、ゲームなどが優先）で、子どもに食事を与えない、サイズや気候に合った服を着せない、学用品を揃えない、学校等の行事に参加させないなどのネグレクトが増えている。
- ・精神的に不安定な保護者の増加から、子どもの生活も不安定になっている。

(2) 家庭児童相談室の相談件数

内容 年度	生活習慣等 性格・	知能言語	学校生活等			非行	家族関係			環境福祉	障害	その他	DV	育児不安	内容別計 (重複あり)
			人間関係	登校拒否	その他		虐待	養護	その他						
H22	26	10	4	15	28	4	119	80	110	24	24	19	7	470	
H23	66	14	9	26	17	12	137	99	183	23	11	24	13	634	
H24	96	80	20	41	78	26	130	139	241	24	12	18	21	926	
延べ	22	34	16	7	44	50	9	981	311	380	52	108	58	18	2,068
	23	237	18	17	112	32	37	955	265	985	38	11	54	36	2,797
	24	320	150	49	131	242	92	892	452	1,162	42	29	51	29	3,641

初回相談先は、市の関係課以外に、学校、家族・親戚、近隣が多く、児童生徒から家庭児童相談室への直接の訴えは年に2～3件。

(3) 家庭児童相談室の対応

- ・家庭訪問、面接相談、電話相談
- ・泣き声等通報による周辺全戸現地確認調査
- ・養育支援訪問、ケース会議等
- ・児童相談所送致
- ・児童相談所による一時保護、児童養護施設・乳児院入所
- ・他関係機関との連絡調整